

令和3年議案第1号

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部改正について

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月18日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、愛北クリーンセンター公害防止委員会を円滑に運営するために改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合愛北クリーンセンター公害防止委員会設置条例（平成11年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「（委員会の開催）」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。